

じゅうよう
重要

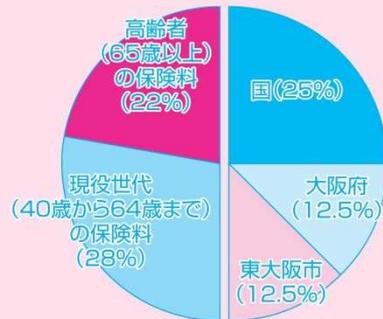
介護保険料の催告について

たいせつ
大切なお知らせです。
かならず
必ずお読みください。

介護保険料は、介護サービスに必要な費用をまかなう重要な財源です。納付が遅れると介護保険制度の健全な運営に支障をきたします。

そのため、特別な理由もなく長い間介護保険料を滞納していると、保険料を納付している人との公平を図るために、介護サービスを利用するときに裏面のような措置がとられることがあります。

【介護保険の財源】
第6期（平成27～29年度）



※この他に介護サービスを利用した方が支払った利用料も財源となります。

二年以上経過すると、時効により納めることができなくなります。

今介護サービスを利用していなくても、将来介護が必要となるかもしれません。

いざというときに安心してサービスを利用できるように、介護保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。



いろいろ事情があって、
保険料の納付が困難になったときは…

まずはご相談ください！

納付についてのご相談は

東大阪市役所 福祉部 介護保険料課 まで

☎ 06(4309)3188 (介護保険料課直通)

〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号

かいご ほけんりょう たいのう かた かいご りょう
介護保険料を滞納している方が介護サービスを利用する
 ばあい つぎ きゅう ふ せいげん う
場合は、次のような給付制限を受けることになります。

きゅう ふ せい げん なが
給付制限の流れ

●負担割合が1割の場合

1年10月以上滞納すると

1 かいご ひよう ぜんがくはら
介護費用がいったん全額払いになります。

サービス利用時に介護費用の全額（10割）をサービス事業所にお支払いいただき、市役所へ申請後に保険給付（9割）分を市役所から本人に払い戻します。

たとえば…
 10万円の介護サービスを利用した場合、通常は利用時に1万円払えばよかったものが、いったん全額を支払わなければなりません。

10倍も払うの？



1年6ヶ月以上滞納すると

2 かいご ひよう ほん ざい がい さい じょう じょう
介護費用の払い戻しが一時差し止めになります。

介護費用の払い戻し（保険給付分の9割）が一部差し止めになり、その後、差し止め額は滞納保険料に充当されます。

たとえば…
 10万円の介護サービスを利用した場合、申請すれば戻ってくるはずの9万円が、滞納保険料を納めるまで払い戻されません。それでも滞納を続けていると、払い戻される9万円から、滞納している介護保険料が差し引かれます。

10割を払ったのに9割を返してもらえないの？



2年以上滞納すると

3 じ こ ふ たん わりあい わり わり ひ あ
自己負担の割合が、1割から3割に引き上げられます。

サービス利用時の本人負担が滞納期間に応じて3割になります（通常は1割）。また、その期間は「高額介護サービス費」は支給されません。

たとえば…
 10万円の介護サービスを利用した場合、通常は利用時に1万円払えばよかったものが、3万円支払わなければなりません。

3割も払うの？

